

日・ASEAN サイバーセキュリティ協力に関する閣僚政策会議
共同閣僚声明

2013年9月13日 東京

1. 我々、東南アジア諸国連合（以下、「ASEAN」という。）の加盟国、すなわち、ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア王国、インドネシア共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国及びベトナム社会主義共和国、並びに日本国（以下、「日・ASEAN」という。）の閣僚は、日・ASEAN 友好協力 40 周年である 2013 年の 9 月 12 日及び 13 日、日・ASEAN サイバーセキュリティ協力に関する閣僚政策会議のため日本の東京に結集した。
2. 我々は、安全なサイバー空間が、社会的・経済的活動を促進し、ASEAN 連結性を強化するために不可欠であるのみならず、イノベーションの主要な原動力の一つであると確信する。
3. これに向け、我々は、この分野での連携を促進するための高級実務者の取組と、2009 年から開催されている「日・ASEAN 情報セキュリティ政策会議」の成果を認める。
4. さらに、我々は、ASEAN 加盟国及び日本国それぞれの政府の関係省庁間の協力や、日本国と ASEAN 加盟国間の相互協力を通して、知識経済における安心・安全なビジネス環境を構築し、安心・安全な情報通信技術を利用できる環境を構築し、政府が主導するサイバーセキュリティ戦略を支援するために、サイバーセキュリティ*に関する集団的な取組を強化することの重要性に留意する。

* ITU-T X.1205 勧告においてサイバーセキュリティが定義されている。
5. ASEAN 加盟国の発展レベルが異なることを認識しつつ、我々がサイバーセキュリティを促進すべく取り組む際には、次の原則を考慮すべきである。
 - 信頼性の高いサイバー空間を育むいかなる手段も、情報の流通、相互運用性及び経済的繁栄を継続して促進すべきものであり、また、インターネットが技術的に円滑に機能することを損なわないものであるべきであり、

- 特に、規制手段が導入される際には、情報の流通を維持し、経済活動を促進するため、十分な配慮がなされるべきであり、
- 個々のインターネットの利用者は、自己規制を含むサイバーセキュリティに関するリテラシーを高めることを奨励されるべきであり
- 政策立案機関や規制機関は、サイバー脅威やリスクに効果的かつ迅速に対応するため、民間部門と連携すべきである。

6. 国内の法律、規則、規制及び使用可能なリソース（資源）を考慮しつつ、我々は、高級実務者が次の分野において我々の共同の取組を促進するよう奨励する。

I. 安心・安全なビジネス環境の構築

- 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）といったベストプラクティスの参照を通じて官民がサイバーセキュリティの水準を高めるように奨励すること、
- インターネット定点観測データ共有プロジェクト（TSUBAMEプロジェクト）のようなイニシアティブを通して日・ASEANのコンピュータセキュリティインシデント対応チーム（CSIRTs）等のASEAN加盟国及び日本国の関係省庁間の協力と連携を促進すること、

II. 安心・安全な情報通信ネットワークの構築

- ボットネット対策やスパム対策に関する情報交換といった活動を通じてネットワークセキュリティを強化すること、
- サイバー攻撃予知即応プロジェクト（PRACTICE）及び感染に対する警告から構成される日・ASEANセキュリティパートナーシップ（JASPER）といった活動を通じてセキュリティにおける技術協力を強化すること、
- ASEAN加盟国及び日本国の関係当局により支援されるインターネットサービスプロバイダ（ISP）間の協力や研究者交流等の技術的専門知識の交換を促進すること、

Ⅲ. サイバーセキュリティ能力の強化

- 重要インフラ防護、官民協力、ICT分野における事業継続計画、特に青少年といったオンライン上の弱者の保護、クラウドコンピューティングセキュリティ及びスマートフォンセキュリティを含むサイバーセキュリティ戦略の分野における協力を促進すること、
- 日・ASEANサイバーセキュリティ人材育成イニシアティブといった活動を通して人材育成を推進すること、
- サイバー演習といった活動を通してサイバーインシデントへの即応及び情報共有を日本国とASEAN加盟国との間で可能とする仕組みを構築すること、
- 日本国とASEAN加盟国間の共同意識啓発活動を促進すること。

7. 我々は、ASEAN加盟国の発展段階が異なっていることを考慮しつつ、上述の原則を適用し、全会一致の精神で上述の分野に我々の継続した共同の取組を集中させることによって、我々が、市民、産業界及び政府にとって、より安全なサイバー空間の実現をもたらす政策を展開することができると確信する。

閣僚リスト

本会議は、以下の出席を得た。

1. ハジャ・アイラ・ハジ・アブドゥラ ブルネイ・ダルサラーム国 通信省
通信局長
2. トーチ・ヘン カンボジア王国 郵便・電気通信副長官
3. ティファトゥル・スンビリン インドネシア共和国 通信情報大臣
4. ヒエム・ポンマチャン ラオス人民民主共和国 郵便・電気通信大臣
5. アフマド・シャベリー・チク マレーシア 通信・マルチメディア大臣
6. ミヤツ・ヘイン ミャンマー連邦共和国 通信・情報技術大臣
7. マリオ・モンテホ フィリピン共和国 科学技術大臣
8. ヤーコブ・イブラヒム シンガポール共和国 通信情報大臣
9. アヌディット・ナコンタップ タイ王国 情報通信技術大臣
10. グエン・ミン・ホン ベトナム社会主義共和国 情報通信副大臣
11. 新藤 義孝 日本国 総務大臣
12. 平 将明 日本国 経済産業大臣政務官
13. リム・ホンヒン ASEAN 事務局経済担当事務次長